

# 各種計画（案）のパブリックコメントについて

【募集期間】令和7年12月15日（月）～令和8年1月15日（木）

## 「第3期白鷹町空家等対策計画（案）」について

町民の安全を守り、安心した生活環境を確保するため、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、本町における空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することを目的として策定するものです。

●計画期間 令和8年度～令和12年度までの5年間

[閲覧場所] 建設課、中央公民館、各地区コミュニティセンター、町ホームページ

[Eメール] kensetu@so.town.shirataka.yamagata.jp

[TEL] 87-0784 / [FAX] 85-2509

[郵送] 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町建設課都市・住宅係あて

Q

パブリックコメントって何？

町が、規則や条例、計画などを策定する際に、その案を事前に公表し、町民の皆さんから意見や情報を広く募集する手続きです。寄せられた意見を考慮して最終的な決定を行い、その検討結果を公表することで、行政の公正さと透明性を高めることを目的としています。

各種パブリックコメントの詳細については、町ホームページに掲載しています。

ご確認の上、たくさんのご意見をお寄せください。



Public comment



## 「皆さんのご意見をお寄せください」

ご意見は「広報直通便」または町ホームページに掲載の「意見提出様式」に必要事項を記入の上、郵送、FAX、Eメール等でお寄せください。なお、ご意見を正確に把握するため、電話等による受け付けは行いません。

## 「白鷹町男女共同参画計画（案）」について

白鷹町では、平成13年度に第1次男女共同参画計画、平成27年度に第2次男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて施策に取り組んできました。

このたび、第2次男女共同参画計画を振り返り、第6次白鷹町総合計画における持続可能な人口対策をより総合的かつ効果的に推進するために、男女共同分野を補完する計画を策定するものです。

### ●計画期間 令和8年度～令和17年度までの10年間

### ●実施すべき施策に関する事項

政策・方針決定過程への女性の参画拡大に関する事項 / 教育に関する事項 / 雇用分野・仕事と生活の調和に関する事項 / 女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する事項 / 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性の尊重に関する事項 / 地域に関する事項 / 防災に関する事項

[閲覧場所] 企画政策課、中央公民館、各地区コミュニティセンター、町ホームページ

[Eメール] [kikaku@so.town.shirataka.yamagata.jp](mailto:kikaku@so.town.shirataka.yamagata.jp)

[TEL] 85-6123 / [FAX] 85-2128

[郵送] 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町企画政策課企画調整係あて

## 「白鷹町過疎地域持続的発展計画（後期計画）（案）」について

白鷹町ではこれまで、過疎法により、過疎対策事業債をはじめとした財政支援措置等を有効に活用することで、特色を活かしたまちづくりを展開してきたところです。

このたび、引き続き過疎地域の特色を活かしつつ、持続可能なまちづくりを進めていくために、白鷹町過疎地域持続的発展計画（後期計画）を策定するものです。

### ●計画期間 令和8年度～令和12年度までの5年間

[閲覧場所] 企画政策課、中央公民館、各地区コミュニティセンター、町ホームページ

[Eメール] [kikaku@so.town.shirataka.yamagata.jp](mailto:kikaku@so.town.shirataka.yamagata.jp)

[TEL] 85-6123 / [FAX] 85-2128

[郵送] 〒992-0892 白鷹町大字荒砥甲833番地 白鷹町企画政策課企画調整係あて